令和６年

行方市農業委員会

第５回総会会議録

（令和６年４月２５日）

令和６年４月２５日　行方市農業委員会第５回総会を行方市役所北浦庁舎第１会議室において開催し、その内容は次のとおりである。

１　本日の会議に付した議案

議案第３０号	農地法第３条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第３１号	農地法第４条の規定による許可申請に対する転用許可について
議案第３２号	農地法第４条の規定による許可後の事業計画変更の承認について
議案第３３号	農地法第５条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について
議案第３４号	農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更の承認について
議案第３５号	現況証明願について
議案第３６号	なめがた新規就農活力応援補助金交付対象者の推薦について
議案第３７号	令和６年度事業計画について
議案第３８号	行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について
議案第３９号	農地中間管理事業の推進に関する農用地利用促進計画案の意見決定について
報告第２１号	制限除外の移動届の受理について
報告第２２号	農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について
報告第２３号	農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について
報告第２４号	農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について

２　本日の出席委員

1番	矢　幡　幹　守	2番	谷田川　　　栄	3番	近　藤　芳　子
4番	茂　木　　　孝	5番	橋　本　　　清	6番	平　塚　　　実
7番	横　瀬　忠　美	8番	古　渡　武　文	１０番	本　澤　政　雄
１１番	風　間　啓　次	１２番	根　本　正　義	１３番	小　沼　正　二
１４番	大久保　正　一	１５番	郡　司　正　彦	１６番	椎　名　　　勇
１７番	髙　塚　利　英	１８番	根　﨑　和　枝	１９番	清　水　　　量

本日の出席推進委員

1番	深　澤　　　泉	2番	平　山　　　正	3番	内　山　市　也
4番	宮　内　正　美	5番	箕　輪　澄　子	6番	森　山　正　一
7番	石　間　信　一	8番	日　下　正　之	9番	吉　田　正　弘
１０番	大　原　富士男	１１番	横　田　俊　信	１２番	鈴　木　喜　昭
１３番	野　原　賢　一	１４番	川　島　隆　道	１５番	石　田　充　春
１６番	関　口　順　一				

３　本日の欠席委員　　9番　内　藤　宏　一

本日の欠席推進委員　　なし

４　議事内容

（開会宣言）　　　午後　３時００分

事　務　局　それでは、ただいまより令和６年行方市農業委員会第５回総会を開会させていただきます。

（会長挨拶）

事　務　局　総会議事日程第２、会長挨拶。
高塚農業委員会会長よりご挨拶のほうお願いいたします。

会　　　長　それでは、総会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。
年度初めの総会ということで、委員、推進委員の皆様には大変何かとお忙しい中、ご苦労さまでございます。
　桜の開花も予想に反して大分遅れましたが、暑さの影響があるというような話もあります。いろいろなところで影響が出ているように思います。
　また、今年も猛暑になるというようなことですので、皆様も体調の維持には十分気をつけてまいりたいと思います。
　それから、コロナウイルスのほうもまだまだ見受けられるようですので、気をつけていきたいと思います。
　さて、農業委員会も新たな局長、代々城局長、それから久保田係長を迎え、スタートをしました。８月の任期いっぱいまで、よろしくお願いしたいと思います。
　以上であいさつに代えます。

（経過報告）

事　務　局　ありがとうございました。
続きまして、日程第３、経過報告。
これにつきまして、４月の行事経過報告により説明のほうをさせていただきます。
ではまず、４月１日でございます。第２回農業委員選考委員会のほうを麻生庁舎において開催いたしまして、選考委員６名と事務局において出席しまして、この日は委員の任命及び内容の説明のほうを行っております。
続きまして、４月１７日にも第２回の選考委員会を開催いたしまして、委員の選考のほうを行ってございます。
続きまして、４月１９日、第２回役員会を高塚会長、椎名代理、根本農地部会長、風間部会長代理、小沼農政部会長にご出席いただきまして、６年度農業委員会事業計画（案）等につきまして審議をいただきました。
　また、同日、潮来市役所におきまして、農業委員会行方協議会へ高塚会長、椎名代理、根本農地部会長、小沼農政部会長及び事務局で出席させていただきました。
この総会の後、行方地域協議会の事務局が行方市になるというところでございます。
そして、４月２５日、本日でございます、第５回総会となってございます。以上です。

（議長の選出）

事　務　局	では、日程第４に入らせていただきます。 議長の選出につきましては、農業委員会規則第５条第１項におきまして髙塚会長に議長としての議事進行をお願いいたします。

（委員の出席状況）

議　　　長	それでは、ただいまの出席委員は１８名、欠席委員は１名ですので、定数に達しております。したがって、本日の総会は成立することを報告いたします。

（会期）

議　　　長	本日の会期は、本日１日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
全　　　員	異議なし。（全員一致）
議　　　長	異議なしと認め、会期は本日１日といたします。

（会議録署名人の指名）

議　　　長	会議録署名人を議長において次のように指名いたします。 １８番根﨑和枝委員　１９番清水量委員。

（書記の任命）

議　　　長	総会書記として、事務局稲田局長補佐、箕輪書記を任命をいたします。

（議案の審議）

議　　　長	議事日程は、別紙日程表のとおりです。 それでは、議案の審議に入ります。

（議案第３０号）

議　　　長	議案第３０号　農地法第３条の規定による権利の設定、移転の許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事　務　局	議案第３０号　農地法第３条の規定による権利の設定、移転の許可について、下記のとおり許可申請があったので提案する。令和６年４月２５日提出、行方市農業委員会長　髙塚利英。 案件につきましては、第１０項までとなっております。なお、第２項につきましては、受人の指示により取下げとなっております。事務局説明につきましては、事前に配付しておりますので、割愛させていただきます。 また、各項におきまして、農地法第３条第２項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。
議　　　長	それでは、１項ごとに審議をいたします。１項の調査員より調査の報告を求めます。１４番、大久保委員。

１４番	１４番、大久保です。３条、１項について調査報告をします。 この案件は、根本委員、日下、吉田両推進委員の協力をつけて行いました。 譲受人の方は、市内小幡在住の６７歳の男性の方、渡人の方は、市内小幡在住の６３歳、男性の方。受人夫婦２人で、カンショ、バレイショ等を栽培している専業農家の方です。申請事由は、記載のとおり農業経営の規模拡大と経営の安定を図るで、区分は贈与による所有権移転です。従事日数も２８０日と要件を満たしており、何の問題もなく、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いします。以上です。
議長	調査の結果は、何の問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全員	異議なし。（全員一致）
議長	異議なしと認め、１項は原案のとおり可決いたします。
議長	次に、２項の案件は、先ほど事務局のほうから取下げという報告がありました。 次に、３項の調査委員より調査の報告を求めます。８番、古渡委員。
８番	８番、古渡です。第３項の調査報告をいたします。 この案件には、推進委員の川島委員に同行していただきました。 譲受人は、行方市玉造甲に住む５３歳の会社員兼農業の女性です。譲渡人は、同市玉造甲に住む６３歳の会社員の女性です。受人は、この畑でダイコン、ウリなどを作るそうです。場所は、玉造中学校から西へ２００メートルぐらいになります。申請事由は、贈与による所有権移転になります。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。以上です。
議長	調査の結果は、許可相当であろうということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全員	異議なし。（全員一致）
議長	異議なしと認め、３項は原案のとおり可決いたします。
議長	次に、４項、５項は関連がありますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。１１番、風間委員。
１１番	１１番、風間です。４項、５項は関連がありますので、一括で報告いたします。 今回の調査は、根崎、内藤両委員さん、推進委員の関口委員、石田委員さんと調査してまいりました。 ４項、５項の譲受人は、市内玉造甲地区在住、７０歳、農業兼会社役員の男性です。４項の譲渡人は、市内小貫地区在住、８１歳、農業の男性です。５項の譲渡人は、市内小貫地区在住、７５歳、農業の男性です。申請事由は、農業経営の規模拡大です。区分は、売買による所有権移転となります。調査の結果、問題ないものと調査してまいりました。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議長	調査の結果は、何ら問題がないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全員	異議なし。（全員一致）

議　　　長	異議なしと認め、４項、５項は原案のとおり可決いたします。
議　　　長	次に、６項の調査員より調査の報告を求めます。２番、谷田川委員。
２　　　番	２番、谷田川です。第６項の調査報告をいたします。 調査については、麻生、太田両地区４名で調査をしてまいりました。 受人は、市内根小屋在住、農業の女性です。渡人は、藤沢市在住の男性になります。申請事由については、農業経営の安定を図るため。区分については、売買による所有権の移転です。調査の結果、農機具等もそろっており、何ら問題ないものと調査してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。
議　　　長	調査の結果は、農機具等もそろい、何ら問題がないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全　　　員	異議なし。（全員一致）
議　　　長	異議なしと認め、６項は原案のとおり可決いたします。
議　　　長	次に、７項の調査員より調査の報告を求めます。１６番、椎名委員。
１　６　番	１６番、椎名です。第７項の調査報告をします。 調査には、矢幡委員さん、推進委員の森山さん、箕輪さんの協力をいただきました。 受人は、行方市小高在住、４５歳、農業の男性です。渡人は、千葉県香取市在住、７２歳、無職の女性です。申請事由は、経営を安定させるためです。区分は、売買による所有権の移転です。申請地は、自宅から距離で約1キロです。また、受人が長年耕作している土地です。農機具等もそろっており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。
議　　　長	調査の結果は、農機具等もそろい、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全　　　員	異議なし。（全員一致）
議　　　長	異議なしと認め、７項は原案のとおり可決いたします。
議　　　長	次に、８項の調査員より調査の報告を求めます。１２番、根本委員。
１　２　番	１２番、根本です。第８項について報告いたします。 なお、本件は、大久保委員、吉田、日下両推進委員と共に調査してまいりました。 譲受人は、市内行戸区在住、４６歳の男性、譲渡人は、同居する７２歳の男性で、両人は親子であります。土地は、市内小幡の畑４，５１０平方メートル、申請事由は、経営移譲で、区分は、贈与による所有権の移転であります。譲受人は、近くの会社に勤めながらチンゲンサイの周年栽培を手伝っていたのですが、今後は農業を中心にやりたいとのことであります。調査の結果、許可相当であると調査してまいりました。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。
議　　　長	調査の結果は、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全　　　員	異議なし。（全員一致）

議　　　長　異議なしと認め、８項は原案のとおり可決いたします。

議　　　長　次に、９項の調査員より調査の報告を求めます。１５番、郡司委員。

１　５　番　１５番、郡司です。第９項の調査を報告いたします。
この案件については、鈴木推進委員と共に調査してまいりました。
譲受人は、７９歳で行方市藤井に在住し、農業の方です。水稲、露地野菜など４７アールほど営農しております。譲渡人は、７５歳で、東京都江戸川区に在住し、家族の方です。申請事由は、農業経営の規模拡大です。譲渡人は、現在、遠隔地に居住しているため、農業を営むことができないので、親戚である譲受人に贈与することにしたそうです。区分は、贈与による所有権移転になります。調査の結果、問題ないものと調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いします。以上です。

議　　　長　調査の結果は、何ら問題がないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全　　　員　異議なし。（全員一致）

議　　　長　異議なしと認め、９項は原案のとおり可決いたします。

議　　　長　次に、１０項の調査員より調査の報告を求めます。１５番、郡司委員。

１　５　番　１５番、郡司です。第１０項の調査報告いたします。
この案件については、鈴木推進委員と共に調査してまいりました。
譲受人は、４４歳で、行方市西蓮寺に在住し、会社員の方です。譲渡人は、７２歳で、同市荒宿に在住し、農業兼会社役員の方です。申請事由は、新規就農です。譲受人は、農地取得後、露地野菜を作るそうです。機械等は知り合いに借りることにしたそうです。区分は、売買による所有権移転になります。調査の結果、問題ないものと調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いします。以上です。

議　　　長　調査の結果は、問題がないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全　　　員　異議なし。（全員一致）

議　　　長　異議なしと認め、１０項は原案のとおり可決いたします。

（議案第３１号）

議　　　長　議案第３１号　農地法第４条の規定による許可申請に対する転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事　務　局　議案第３１号　農地法第４条の規定による許可申請に対する転用許可について、下記のとおり転用申請があったので提案する。令和６年４月２５日提出、行方市農業委員会長　髙塚利英。
案件につきましては、第１項のみとなっております。事務局説明につきましては、事前に配付しておりますので、割愛させていただきます。以上です。

議　　長　それでは、１項ごとに調査員より調査の報告を求めます。１２番、根本委員。

１２番　１２番、根本です。４条、第１項について報告いたします。
なお、本件は、大久保委員、吉田、日下両推進委員と共に調査してまいりました。
１項、申請人は、市内行戸区在住、４６歳、会社員の男性。土地は、市内行戸区の畑２筆、計４０７平方メートル。申請事由は、物置の建築であります。現在の住宅に住んでから１７年が経過し、家族も増え、手狭になったので、住宅に面した自己所有の農地に物置を建築したいということであります。調査の結果、許可することに問題ないものと判断してまいりました。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議　　長　調査の結果は、何ら問題がないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全　　員　異議なし。（全員一致）

議　　長　異議なしと認め、１項は原案のとおり可決いたします。

（議案第３２号）

議　　長　議案第３２号　農地法第４条の規定による許可後の事業計画変更の承認についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局　議案第３２号　農地法第４条の規定による許可後の事業計画変更の承認申請について、下記のとおり承認申請があったので提案する。令和６年４月２５日提出、行方市農業委員会長　髙塚利英。
案件につきましては、第２項までとなっております。事務局説明につきましては、事前に配付しておりますので、割愛させていただきます。以上です。

議　　長　初めに、１項、２項は関連がありますので、一括審議といたします。それでは、調査員より調査の報告を求めます。２番、谷田川委員。

２　　番　２番、谷田川です。１項、２項は関連がありますので、一括でご報告いたします。
調査については、麻生、太田両地区４名で調査をしてまいりました。
申請人は、市内石神在住、８０代の建材業の男性です。申請事由については、１項は、砂利採取場及び搬出入路の転用期間の延長、２項については、残土置場及び搬出入路の期間の延長、併せて事業面積の変更となります。事業拡大に伴い、期間内に採取が終わらなかったということです。期限切れから何年も経過しているので、今後はこのようなことがないように指導してきました。調査の結果、問題ないものと調査してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議　　長　調査の結果は、何ら問題がないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全　　員　異議なし。（全員一致）

議　　長　異議なしと認め、１項、２項は原案のとおり可決いたします。

（議案第３３号）

議　　　長	議案第３３号　農地法第５条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事　務　局	議案第３３号　農地法第５条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について、下記のとおり許可申請があったので提案する。令和６年４月２５日提出、行方市農業委員会長　髙塚利英。 案件につきましては、第７項までとなっております。事務局説明につきましては、事前に配付しておりますので、割愛させていただきます。以上です。
議　　　長	それでは、１項ごとに審議をいたします。１項の調査員より調査の報告を求めます。１８番、根﨑委員。
１　８　番	１８番、根﨑です。第１項の調査報告を内藤委員に代わり、報告します。 この調査には、風間、根﨑委員、関口、石田両推進委員と調査しました。 受人は、市内羽生在住、４５歳、農業の男性です。渡人は、市内羽生在住、８２歳の農業の男性です。２人の関係は同居の親子です。農機具等が増え、倉庫が必要となり、今回の申請になったそうです。区分は、使用貸借です。場所は、羽生郵便局より北へ２キロくらい行った自宅の前です。関係書類もそろっており、許可相当と調査してきました。皆様のご審議よろしくお願いします。以上。
議　　　長	調査の結果は、関係書類もそろっており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全　　　員	異議なし。（全員一致）
議　　　長	異議なしと認め、１項は原案のとおり可決いたします。
議　　　長	次に、２項の調査員より調査の報告を求めます。２番、谷田川委員。
２　　　番	２番、谷田川です。２項の調査報告をいたします。 調査については、麻生、太田両地区４名で調査をしてまいりました。 受人は、市内石神在住、建材業の男性、渡人は、市内石神在住の男性です。２人の関係は親子となります。申請事由は、無許可での使用の是正です。区分は、使用貸借、数年前から許可を得ずに使用してしまったとのことです。調査の結果、始末書等も添付されており、許可相当と調査してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。
議　　　長	調査の結果は、始末書も添えられており、許可相当であろうということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全　　　員	異議なし。（全員一致）
議　　　長	異議なしと認め、２項は原案のとおり可決いたします。
議　　　長	次に、３項の調査員より調査の報告を求めます。５番、橋本委員。
５　　　番	５番、橋本です。３項の調査報告をします。 なお、この案件については、平塚委員、宮内、内山両推進委員の協力の下、調査してまいりました。

	譲渡人は、市内根小屋在住の８０歳代の男性です。譲受人は、広島県広島にある太陽光発電等を事業とする会社の代表取締役の男性です。場所は、市内青沼地区の１，４０５平米の畑です。申請事由は、太陽光発電施設の設置です。区分は、売買による所有権の移転です。申請目的実現の確実性、周辺農地への営農条件への支障は添付された書類で確認しております。委員の皆様のご審議のほどよろしくお願いします。以上。
議　長	調査の結果は、必要書類も整っており、許可相当であろうということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全　員	異議なし。（全員一致）
議　長	異議なしと認め、３項は原案のとおり可決いたします。
議　長	次に、４項の調査員より調査の報告を求めます。１２番、根本委員。
１２番	１２番、根本です。５条、第４項について報告いたします。 なお、本件は、大久保委員、吉田、日下両推進委員と共に調査してまいりました。 ４項、借受人は、市内行戸区在住、４６歳、会社員の男性、貸渡人は、同じく行戸区在住、４８歳、会社役員の男性。両人は同じ会社に働く実の兄弟であります。土地は、行戸区の畑１，２６１平方メートル、そのうちの２２２平方メートルです。申請事由は、借受人住宅の進入路として使用していた土地の違反転用の是正と使用貸借の設定であります。本件は、４条、１項で審議していただいた案件の進入路としても使用するためのものであります。始末書も添付されており、許可相当であると判断してまいりました。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。
議　長	調査の結果は、始末書等も添付されており、許可相当であろうということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全　員	異議なし。（全員一致）
議　長	異議なしと認め、４項は原案のとおり可決いたします。
議　長	次に、５項の調査員より調査の報告を求めます。１１番、風間委員。
１１番	１１番、風間です。５項の調査報告をします。 この調査は、根﨑、内藤両委員さん、関口、石田両推進委員さんと共に調査してまいりました。 譲受人は、市内芹沢地区在住、４８歳の男性です。譲渡人は、常陸大宮市在住、６４歳の女性です。申請事由は、父の後を継いで造園業をするため、資材置場にしたいそうです。区分は、売買による所有権移転です。場所は、元現原小学校分校跡地の隣です。必要な書類も添付されているため、許可相当と調査してまいりました。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議　長	調査の結果は、必要書類もそろっており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全　員	異議なし。（全員一致）
議　長	異議なしと認め、５項は原案のとおり可決いたします。

議　　　長　次に、６項の調査員より調査の報告を求めます。１５番、郡司委員。

１　５　番　１５番、郡司です。第６項について、髙塚会長に代わって調査報告いたします。
調査は、髙塚会長と私、郡司と野原推進委員で行いました。
譲受人は、市内手賀在住、３０代の歯科医師の男性の方です。譲渡人も、市内手賀在住、７０代の農業の男性の方です。申請事由は、歯科医院の開業ということで、生まれ育った行方市で歯科医院を開業したいそうです。区分は、売買による所有権の移転になります。場所は、国道３５５号線舟津信号より北へ５０メートルくらいのところです。この案件は、昨年１０月に農振除外申請をお願いしたものです。事業計画書、資金計画書、土地改良区意見書など整っており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いします。以上です。

議　　　長　調査の結果は、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全　　　員　異議なし。（全員一致）

議　　　長　異議なしと認め、６項は原案のとおり可決いたします。

議　　　長　次に、７項の調査員より調査の報告を求めます。２番、谷田川委員。

２　　　番　２番、谷田川です。７項の調査報告をいたします。
なお、調査については、麻生、太田両地区４名で調査をしてまいりました。
譲受人は、鹿島市内の建材業を営む男性、渡人は、市内石神在住の男性です。申請事由については、砂利採取のため。区分は、賃貸借権となります。調査の結果、書類等も整っており、許可相当と調査してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議　　　長　調査の結果は、必要書類も整っており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全　　　員　異議なし。（全員一致）

議　　　長　異議なしと認め、７項は原案のとおり可決いたします。

（議案第３４号）

議　　　長　議案第３４号　農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更の承認についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事　務　局　議案第３４号　農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更の承認について、下記のとおり承認申請があったので提案する。令和６年４月２５日提出、行方市農業委員会長　髙塚利英。
案件につきましては、第２項までとなっております。事務局説明につきましては、事前に配付しておりますので、割愛させていただきます。以上です。

議　　　長　それでは、初めに、１項、２項は関連がありますので、一括審議としたいと思います。それでは、調査員より調査の報告を求めます。２番、谷田川委員。

２　　　番｜２番、谷田川です。１項、２項は関連がありますので、一括でご報告いたします。
調査については、麻生、太田両地区４名で調査をしてまいりました。
１項、２項とも譲受人は、市内石神在住、建材業の男性です。１項の渡人は、市内麻生在住の女性、以下３名となります。２項の渡人は、市内麻生在住の男性です。
申請事由は、１項は砂利採取のため、２項については搬出入路の使用となります。
区分は、１項は使用貸借、２項については賃貸借権です。１項、２項とも、事業拡大に伴う期間の延長となります。調査の結果、書類等も整っており、許可相当と調査してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議　　　長｜調査の結果は、書類等も整い、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全　　　員｜異議なし。（全員一致）

議　　　長｜異議なしと認め、１項、２項は原案のとおり可決いたします。

（議案第３５号）

議　　　長｜次に、議案第３５号　現況証明願についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事　務　局｜議案第３５号　現況証明願について、下記のとおり証明願があったので提案する。
令和６年４月２５日提出、行方市農業委員会長　髙塚利英。
案件につきましては、第９項までとなっております。事務局説明につきましては、事前に配付をしておりますので、割愛させていただきます。以上です。

議　　　長｜それでは、１項ごとに審議をいたします。１項の調査員より調査の報告を求めます。１５番、郡司委員。

１　５　番｜１５番、郡司です。第１項の調査報告いたします。
この案件については、鈴木推進委員と共に調査してまいりました。
申請人は、７０代で、行方市井上に在住し、農業の方です。申請事由については、地目変更登記のための非農地証明の交付になります。場所は、井上神社から東へ約２０メートルくらいのところになります。約３０年前から耕作しておらず、山林化している状況でした。農地に復元するのは極めて困難な状況であると判断し、非農地証明の交付は妥当であると調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いします。以上です。

議　　　長｜調査の結果は、農地に戻すことは困難ということであります。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全　　　員｜異議なし。（全員一致）

議　　　長｜異議なしと認め、１項は非農地証明書を交付することに決定をいたします。

議　　　長｜次に、２項の調査員より調査の報告を求めます。１５番、郡司委員。

１　５　番｜１５番、郡司です。第２項の調査を報告いたします。
この案件については、鈴木推進委員と共に調査してまいりました。

	申請人は、６０代で、行方市西蓮寺在住で、相続人の代表の方です。申請事由については、地目変更登記のため、非農地証明の交付になります。場所は、西蓮寺のお寺さんより東へ約５００メートルくらいのところになります。約３０年以上前から耕作しておらず、現在は山林化している状況でした。農地に復元するのは極めて困難な状況であると判断し、非農地証明の交付は妥当であると調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いします。以上です。
議　　長	調査の結果は、山林化しており、農地に戻すことは無理ということで、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全　　員	異議なし。（全員一致）
議　　長	異議なしと認め、２項は非農地証明書を交付することに決定をいたします。
議　　長	次に、３項の調査員より調査の報告を求めます。１５番、郡司委員。
１　５　番	１５番、郡司です。第３項の調査報告いたします。 この案件については、鈴木推進委員と共に調査してまいりました。 申請人は、８０歳代で、行方市荒宿に在住し、無職の方です。申請事由については、地目変更登記のため、非農地証明の交付になります。場所は、井上神社より北へ約３００メートルくらいのところになります。約３０年以上前から耕作しておらず、現在は原野化している状況でした。農地に復元するのは極めて困難な状況であると判断し、非農地証明の交付は妥当であると調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いします。以上です。
議　　長	調査の結果は、農地に戻すことは困難ということであります。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全　　員	異議なし。（全員一致）
議　　長	異議なしと認め、３項は非農地証明書を交付することに決定をいたします。
議　　長	次に、４項の調査員より調査の報告を求めます。１５番、郡司委員。
１　５　番	１５番、郡司です。第４項の調査を報告いたします。 この案件については、鈴木推進委員と共に調査してまいりました。 申請人は、神栖市で弁護士で相続財産清算人の方です。申請事由については、地目変更登記のための非農地証明の交付になります。場所は、荒宿地区のコンビニエンスストアより北へ約３００メートルくらいのところになります。約２０年以上前から耕作しておらず、現在は原野化している状況でした。農地に復元するのは極めて困難な状況であると判断し、非農地証明の交付は妥当であると調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いします。以上です。
議　　長	調査の結果は、農地に戻すことは困難ということで、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全　　員	異議なし。（全員一致）
議　　長	異議なしと認め、４項は非農地証明書を交付することに決定をいたします。
議　　長	次に、５項の調査員より調査の報告を求めます。１５番、郡司委員

１　５　番　１５番、郡司です。第５項の調査を報告いたします。
この案件については、鈴木推進委員と共に調査してまいりました。
申請人は、行方市藤井に在住する方です。申請事由については、地目変更登記のための非農地証明の交付になります。場所は、なめがた地域総合病院より南へ約８００メートルくらいのところになります。約２０年以上前から耕作しておらず、現在は山林化している状況でした。農地に復元するのは極めて困難な状況であると判断し、非農地証明の交付は妥当であると調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いします。以上です。

議　　　長　調査の結果は、農地に戻すことは極めて困難ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全　　　員　異議なし。（全員一致）

議　　　長　異議なしと認め、５項は非農地証明書を交付することに決定をいたします。

議　　　長　次に、６項の調査員より調査の報告を求めます。８番、古渡委員。

８　　　番　８番、古渡です。第６項の調査報告をいたします。
この案件には、推進委員の川島さんに同行していただきました。
申請人は、行方市玉造甲に住む会社員の男性です。この土地は２０年前から畑を作っていないため、原野化しているため、復元不可能と判断してまいりました。場所は、玉造中学校から東へ３００メートルぐらいのところです。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

議　　　長　調査の結果は、原野化しており、農地に戻すことは困難ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全　　　員　異議なし。（全員一致）

議　　　長　異議なしと認め、６項は非農地証明書を交付することに決定をいたします。

議　　　長　次に、７項の調査員より調査の報告を求めます。８番、古渡委員。

８　　　番　８番、古渡です。第７項の調査報告をいたします。
この案件には、推進委員の川島さんに同行していただきました。
願い出人は、行方市玉造甲に住む会社員の男性です。この土地は２０年前から耕作しておらず原野化しているため、復元が困難と判断してまいりました。場所は、玉造中学校から北へ２００メートルぐらいになります。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

議　　　長　調査の結果は、農地に戻すことは困難ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全　　　員　異議なし。（全員一致）

議　　　長　異議なしと認め、７項は非農地証明書を交付することに決定をいたします。

議　　　長　次に、８項の調査員より調査の報告を求めます。８番、古渡委員。

８　　　番　８番、古渡です。第８項の調査報告をいたします。
この案件には、推進委員の川島さんに同行していただきました。

	願い出人は、行方市玉造甲に住む女性の方です。この土地は２０年前から耕作をしておらず原野化しているため、復元が困難と判断してまいりました。場所は、玉造中学校から西へ１００メートルぐらいのところです。申請事由は、地目変更登記のためです。交付相当と判断してまいりました。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。以上です。
議　　長	調査の結果は、原野化しており、農地に戻すことは困難ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全　　員	異議なし。（全員一致）
議　　長	異議なしと認め、８項は非農地証明書を交付することに決定をいたします。
議　　長	次に、９項の調査員より調査の報告を求めます。８番、古渡委員。
８　　番	８番、古渡です。第９項の調査報告をいたします。 この案件には、推進委員の川島さんに同行していただきました。 願い出人は、行方市玉造甲に住む男性です。この土地は２０年前から耕作しておらず原野化しているため、復元が困難のため、交付相当と判断してまいりました。場所は、玉造中学校から西へ１００メートルぐらいになります。申請事由は、地目変更登記のためです。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。以上です。
議　　長	調査の結果は、原野化しており、農地に戻すことは困難ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全　　員	異議なし。（全員一致）
議　　長	異議なしと認め、９項は非農地証明書を交付することに決定をいたします。
	（議案第３６号）
議　　長	次に、議案第３６号　なめがた新規就農活力応援補助金交付対象者の推薦についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事　務　局	議案第３６号　なめがた新規就農活力応援補助金交付対象者の推薦について、別紙のとおり推薦を求められたので提案する。令和６年４月２５日提出、行方市農業委員会長　髙塚利英。 別紙、資料ナンバー１をご覧いただきたいと思います。 行方市長より、農業委員会会長宛てに推薦の依頼がございました。交付申請書のとおり、行方市山田在住の農業後継者と行方市三和在住の農業後継者となります。以上です。
議　　長	それでは、１項ごとに審議をいたします。１項の調査委員より調査の報告を求めます。７番、横瀬委員。
７　　番	７番、横瀬です。なめがた新規就農活力応援金推薦対象者について報告します。 同市山田に住む４０歳、男性の方です。令和４年よりチンゲンサイを主体に施設野菜を行っている専業農家です。父親が体調を崩し、公務員を辞め、奮闘しているようです。調査の結果、推薦相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　調査の結果は、推薦相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全　　員　異議なし。（全員一致）

議　　長　異議なし認め、１項はなめがた新規就農活力応援補助金交付対象者として推薦することに異議のないものと決定をいたします。

議　　長　次に、２項の調査委員より調査の報告を求めます。１９番、清水委員。

１　９　番　１９番、清水です。新規就農の２番目の案件の調査報告をいたします。
申請人は、市内三和に在住する５０歳の方であります。申請事由なんですけれども、夫と夫の母親が営んでいる農業を母親が元気なうちに受け継ぐために、今まで勤めていた病院の事務を辞めて就農することにしたということであります。大規模専業農家も本当に大事なんですが、こういう夫が勤め人で休日や空いている時間に農作業をして作った作物なんですけれども、エシャレット、ジャガイモ、サツマイモ、セリなどを作っているということなんですが、これの出荷のほうもするという形のようであります。こういう方を応援したいというふうに思います。結果としては、全要件を満たしておりますので、推薦相当というふうに調査をしてまいりました。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議　　長　調査の結果は、推薦相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全　　員　異議なし。（全員一致）

議　　長　異議なし認め、２項はなめがた新規就農活力応援補助金交付対象者として推薦することに異議のないものと決定をいたします。

（議案第３７号）

議　　長　次に、議案第３７号　令和６年度事業計画についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事　務　局　続きまして、議案第３７号　令和６年度事業計画について、下記のとおり令和６年度事業計画を作成したので承認を求める。令和６年４月２５日提出、行方市農業委員会長　髙塚利英。
それでは、別紙の資料ナンバー２をご覧になっていただきたいと思います。
令和６年度農業委員会事業計画書（案）につきましては、大きな柱として５つ、１の事業方針から５の令和６年度行方市農業委員会事業予定表までの５つの項目で、計画書を作成いたしました。
全体の構成としまして、農地の集積・集約化や遊休農地の解消、担い手の確保・育成を柱として、農地利用の最適化を進めていくこととしております。
また、各種推進活動におきましても、積極的な活動を推進し、農業者年金の業務の推進につきましては、昨年度目標を大きく上回る結果を上げ、全国第２位、茨城県１位となりました。今年度も、引き続き推進をお願いしたいと思います。
８ページから１０ページは、５項目めの令和６年度の事業予定表を掲載しておりま

す。
今年度は、農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選がございまして、９月２日に新体制となっていく予定であります。年間スケジュールの参考としてご活用いただきたいと思います。
最後に、１１ページ以降は付表ということで、本市の概要から農業委員会に関連した状況や実績のほか、令和６年度農業労賃及び賃借料情報なども計画書の中に盛り込みましたので、ご確認をいただきたいと思います。
簡単ではございますが、以上で説明を終わります。

議　　長　ただいま事務局より説明がありましたが、行方市農業委員会の１年間の事業計画につきましては、４月１９日に役員会を開催、慎重なる審議をいたした経緯がございます。
委員各位のご了解をいただいて、事業実施をしてまいりたいと考えております。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全　　員　異議なし。（全員一致）
議　　長　異議なしと認め、令和６年度事業計画を決定といたします。

（議案第３８号）
議　　長　次に、議案第３８号　行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局　議案第３８号　行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について、下記のとおり決定を求められたので提案する。令和６年４月２５日提出、行方市農業委員会長　髙塚利英。
別紙、資料ナンバー３をご覧いただきたいと思います。
まずは、総括表でご説明させていただきます。
新規設定、１９件、３４筆、５万６，０５３平米となります。
続きまして、更新の設定で、４件、６筆、８，８９０平米となります。
新規、更新の合計といたしまして、２３件、４０筆、６万４，９４３平米となります。
次のページ、一覧表におきまして、設定者、受ける者、設定した土地、利用権内容、期間、賃借料が記載されておりますので、確認いただきたいと思います。以上です。

議　　長　審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全　　員　異議なし。（全員一致）
議　　長　異議なしと認め、行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定については、原案のとおり決定をいたします。

（議案第３９号）

議　　　長　次に、議案第３９号　農地中間管理事業の推進に関する農用地利用促進計画案の意見決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事　務　局　議案第３９号　農地中間管理事業の推進に関する農用地利用促進計画案の意見決定について、下記のとおり意見を求められたので提案する。令和６年４月２５日提出、行方市農業委員会長　髙塚利英。
別紙、資料ナンバー４をご覧いただきたいと思います。
行方市長より、行方市農業委員会長宛てに農用地利用促進計画案に関わる意見を求められております。計画案は、令和６年６月１日始期の１９件、３４筆、５万６，０５３平米、令和７年４月１日始期、４件、６筆、８，８９０平米、再転貸が１件、２筆、７，８８８平米となります。詳細につきましては、次のページの一覧表でご確認いただきたいと思います。以上です。

議　　　長　それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全　　　員　異議なし。（全員一致）
議　　　長　異議なしと認め、農地中間管理事業の推進に関する農用地利用推進計画案の意見決定については、原案のとおり決定といたします。

（報告第２１号）（報告第２２号）（報告第２３号）（報告第２４号）

議　　　長　次に、報告案件に入ります。報告第２１号　制限除外の移動届の受理について、報告第２２号　農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について、報告第２３号　農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について、報告第２４号　農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について、以上の報告案件について、一括して事務局より説明願います。

事　務　局　報告第２１号　制限除外の移動届の受理について、下記のとおり報告する。令和６年４月２５日提出、行方市農業委員会長　髙塚利英。
案件につきましては、第２項まであります。高圧架空送電線鉄塔建設のための届出となります。
続きまして、報告第２２号　農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について、下記のとおり報告する。令和６年４月２５日提出、行方市農業委員会長　髙塚利英。
こちらは相続により所有権を取得された届出の一覧となります。第１項から第７項までとなります。ご確認いただきたいと思います。
続きまして、報告第２３号　農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について、下記のとおり報告する。令和６年４月２５日提出、行方市農業委員会長　髙塚利英。
こちらは合意解約により賃借権を解約した通知の一覧となります。第１項から第９項までとなります。ご確認をお願いします。
続きまして、報告第２４号　農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況につい

	て、下記のとおり報告する。令和６年４月２５日提出、行方市農業委員会長　髙塚利英。 こちらは３月に提出いただきました委員さんの活動記録簿を集計したものとなります。こちらもご確認をいただきたいと思います。以上です。
議　　　　長	それでは、報告案件についての審議を求めます。ご異議ございませんか。
全　　　　員	異議なし。（全員一致）
議　　　　長	異議なしと認めます。
	（閉会宣告）　　　　午後　３時５８分
議　　　　長	これにて、本総会に付議されました案件の審議は全て終了しました。よって、第５回総会を閉会いたします。皆さん、ご苦労さまでございました。